

被措置児童等虐待事案の公表について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、広島市における平成25年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件の受理状況

受理案件	内訳	
	虐待該当	非該当
件	1件（※）	件

※平成24年度に受理し、平成25年度に虐待該当と確認したもの。

2 被措置児童等虐待の状況

ア 被害児童について

性 別		年 齢 階 級			
男 子	女 子	乳幼児	小学生	中学生	高校生
名	1名	名	名	名	1名

イ 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
件	1件	件	件

ウ 施設種別等

社会的養護関係施設	里親等	一時保護施設等	施設職員等の職種
1件	件	件	児童指導員

3 市が講じた措置

訪問調査	1件
施設等に対する口頭による指導	1件
再発防止のための報告書類の提出指導	1件

- 児童福祉法第33条の16
都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
- 児童福祉法施行規則第36条の30
法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種